

令和5年4月1日
校長決定

東京都立羽村特別支援学校防災委員会設置要項

第1 目的

本校の児童・生徒及び職員の生命、身体の安全を確保するため、学校・家庭・地域が緊密に連携し、災害対策の問題を調査、審議、計画を立案し推進する。

第2 活動内容

- 1 学校危機管理計画の作成。(火災・地震・自然災害・不審者・行方不明・食中毒・感染症・Jアラート等)
- 2 危機管理対策指針の決定。
- 3 避難所運営の支援計画作成。
- 4 大規模災害に関する対応、計画の作成及び指揮・運営。
- 5 地域関係機関との連絡・調整。
- 6 その他、学校危機管理状すべてに関わること。

第3 組織

- 1 委員長は、校長とする
- 2 委員は、副校長、経営企画室長、主幹教諭、養護教諭、学部代表教諭(小・中・高)とする。
- 3 議題により関係者を臨時に加える。

第4 運営

- 1 学校長が必要に応じて委員会を招集する。
- 2 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

附則 本要項は、平成20年4月1日から実施する。

附則 本要項は、令和2年4月1日から実施する。